

我が国の株式会社誕生と上場の道のり

～上場会社ゼロで開業した東京株式取引所～



東京証券取引所 金融リテラシーサポート部

千田 康匡

1878（明治11）年、公債3種（旧公債、新公債、秩禄公債）を上場し、東京株式取引所は開業した。日本に株式会社が誕生したのは1873（明治6）年で、株式取引所が誕生した際には、政府が開業免許を与えた国立銀行（株式会社）だけで96行が存在していたにもかかわらず、何故、東京株式取引所は上場会社ゼロで開業することとなったのか。多くの研究業績が蓄積されている商法史、経済史を下地に、株式会社誕生の敷衍との関係性から検討を行いたい。

なお、文中意見にわたる部分は所属先と関係なく、筆者の私見であることを申し上げた

い。

1. 株式会社とは

株式会社は、社員たる地位が株式と称する細分化された割合的単位の形をとり、その社員すなわち株主が、会社に対し各自の有する株式の引受価額を限度とする有限の出資義務を負うのみで、会社債権者に対してはなんらの責任を負わない会社である（注1）。その特質は①出資者による所有、②法人格の具備、③出資者の有限責任、④出資者と業務執行者の分離、⑤出資持分の譲渡性にあると考えられている（注2）。

会社法第2条第1号では、株式会社以外に、合名会社、合資会社及び合同会社を合わせた4種が会社の種類として定められており（表1）、毎年10万社近い新設会社が設立されている。株式会社は4種の会社のうち新規設立がもっとも多く（表2）、我が国の会社制度

目次

1. 株式会社とは
2. オランダにおける株式会社制度の誕生
3. 株式会社制度の日本への導入
4. 東京株式取引所の開業と上場銘柄
5. 結語

(表1) 会社法に定める会社種類の違い

種類	法人格	所有者	所有者と業務執行者の分離	有限責任
株式会社	○	株主	○	○
合名会社	○	社員	×	×
合資会社	○	社員	×	△ 有限責任社員のみ
合同会社	○	社員	×	○

(表2) 2016(平成28)年の新規法人設立数(注3)

種類	新規設立数	割合(%)
株式会社	90,405社	79.06%
合名会社	93社	0.08%
合資会社	58社	0.05%
合同会社	23,787社	20.81%
合計	114,343社	100.00%

の中心といえる。

2. オランダにおける株式会社制度の誕生

次章以降、我が国での株式会社導入を説明するにあたり、世界最初の株式会社(注4)となるオランダの東インド会社につき、その設立背景と実態を紹介する。

16世紀、スペインが海洋覇権を握り東インド貿易の独占化が進んでいたが、1588年のスペイン無敵艦隊敗北以降、スペインの力が弱まりオランダとイギリスが海洋進出を果たした(注5)。オランダでは、大規模商業都市のアムステルダム、ゼーラント及びロッテルダムにインドとの貿易会社(注6)が設立された。これら3都市の貿易会社はそれぞれ数名の取締役兼無限責任社員で構成された合同会社形

態だったが、無限責任社員にはそれぞれ別の資金提供者が付随していた。この合同会社は、貿易船隊を編成するたびに新設され、航海が終了し積荷を売却して利益を手に入れると社員間で利益分配を行って形式上解散する仕組みであったことから(注7)、各船隊が利益確定を行うため、同時期に東インドで香料・胡椒を買い付け、同じようにアムステルダムで売却するため著しい価格競争が生じた。その結果、香料・胡椒のインド買付価格の高騰、アムステルダム売却価格の下落が生じ、オランダの東インド貿易は収益を生まない状況となった(注8)。この状況に危機感を感じたオランダ連邦議会は、1602年3月10日、アムステルダム、ゼーラント及びロッテルダムの貿易会社を合併させ、株主の権利を表章した株式を発行し、全株主の有限責任制を盛り込んだ合同東インド会社を設立するよう勅令で指

示、同社にオランダ国内での貿易独占権を与え、ここに世界最初の「全社員の有限責任制^(注9)」を盛り込んだ近代的株式会社が誕生した^(注10)。

合同東インド会社に有限責任制を導入させた主な理由として、会社が永続化し航海の都度解散しないこととなったため、無限責任制を採ることが難しくなったこと、会社支配権の偏りを無くして迅速に合同化を進める政策的意図があったという背景がある^(注11)。当時のオランダでは有限責任制が政治的または法解釈的に一般化されておらず、国益を重視したオランダ連邦議会の政治決断であった^(注12)。

我が国の通説的見解では、株式会社の最も根本的な特質を株式と有限責任の2点とし^(注13)、世界初の全社員の有限責任制を採る合同東インド会社を世界最初の株式会社と考えている。

■ 3. 株式会社制度の日本への導入

オランダに始まり、17世紀には欧米各国に広まった株式会社制度を日本に伝えたのは、欧米に留学した若者たちだった。1860（万延元）年の遣米使節一行に参加して渡米した小栗忠順（上野介）をはじめ、同様に留学した福沢諭吉^(注14)、五代友厚、渋沢栄一、伊藤博文らは、留学先で得た知識を生かし、帰国後に会社組織を各地で設立したほか、維新後の

明治政府にて会社法制の導入に尽力する。ここでは、日本に株式会社の知識がもたらされる前後の時代につき、動きを追うことにする。

(1) 江戸時代

江戸時代、すでに三井組、島田組、小野組など会社制度の先駆ともいべき共同企業が存在していたが^(注15)、それらは「家族的結社」というものだった。この時代は共同企業を含めた商事行為全体についての法制度全体が整っておらず、「徳川時代ニ在リテハ士農工商ノ別ヲ立テタルヲ以テ商人ハ社会ニ於ケルノ階級ヲ為シタリト雖モ商事ニ関スル特別ナル法令ノ備ハリタルモノ為シ^(注16)」というソフト・ローの時代であった。それゆえ共同企業と考えられる事例は出資割合や会社機関が不明確で、明治以降に導入された株式会社と同一視することは難しい^(注17)。また、北海道産の煎海鼠（ナマコ）を清へ輸出するにあたり、取扱商人となった近江商人が同業者からの出資を集め同事業を行った事例など^(注18)、匿名組合に類似した共同出資組織も一部に見られるものの、無限責任制が敷かれ、有限責任的持ち分出資を特徴とする株式会社とは異なっていた^(注19)。結局、日本に株式会社制度が導入されるのは、明治期以降となる^(注20)。

(2) 通商会社・為替会社

留学生のうち、最初に株式会社設立を試みたのは小栗であった^(注21)。小栗は兵庫開港

(表3) 立会略則の主な内容

項目	立会略則での記載（要約）
取締役の選出	株主間でよく協議して、相応の身元があり、多くの資本金を出した者から選ぶこと。
意思決定の方法	投資額の少ない案件は代表取締役に扱いを任せ、大きな案件は株主総会にて決議する。ただし、十分に勝機がある案件で、決定の遅れがビジネスチャンスを失うものは代表取締役に扱いを任せ、事後決裁すること。
利益分配の方法	利益は所有株式数に応じて全額分配しても良いし、当期利益の1～2割を利益準備金として積み立てても良い。
株主平等の原則	株主の損益に偏りがあるてはならない。利益が出た場合は保有株式数に応じて平等に配分すべきだ。

にあたって日本有利の貿易を目指し、貿易の担い手と期待された大阪の特権商人に出資させ、その代わりに兵庫港での貿易独占権と金札発行を認める共同組織「兵庫商社」の設立を図った^(注22)。1867（慶応3）年に兵庫商社は設立されたものの、大政奉還により幕府の指導者を失い目立った活動もせず解散された。兵庫商社は留学生が持ち帰ったフランスの会社知識に基づき設立された嚆矢であったが、有限責任制は導入されず近代的な株式会社ではなかった。

また、福沢諭吉は1869（明治2）年に早矢仕有的を指導して横浜に会社組織の丸屋商社を設立させた。

一方、1869（明治2）年に渋沢栄一らの知見を生かし政府主導で各地に設立された通商会社・為替会社は、株式会社により近い会社組織となった^(注23)。為替会社は、外国との貿易に必要な金融業務を担うため外国の「バンク」に倣って設置されたもので、東京設置の「東京為替会社」は現在の東京証券取引所がある兜町の牧野邸に設置された^(注24)（注25）。東京為替会社の特徴は、出資金に応じて差加金手形を発行し譲渡可能としたこと、取締役会に似た頭取会（三井組、小野組、島田組の

首領らが総頭取（共同代表）、小林吟治郎、北村喜平らが頭取並）を置いたことにあったが、有限責任制は採られなかった^(注26)。渋沢栄一は「合本営業の端緒を開いた」と自賛したが^(注27)（注28）、経営的には失敗し「中道にして打ち倒れた」とされ^(注29)、政府が公金で赤字を補填するほどであった。

(3) 民間での会社設立機運の高まり

各地に設立された通商会社・為替会社の設立をもって、我が国の株式会社制度の導入が進められたが、それらは政府の上からの勧奨、誘導、保護等に専らたつものであり、民間からの発願ではなかった^(注30)。それでも1871（明治）4年になると、三井組から銀行を設立したいとの請願書が政府に提出された^(注31)ほか、「続々トシテ私立銀行開業ノ免許ヲ請ヒ其他合資会社シテ私立銀行会社ノ設立ヲ出願スルモノ年々逐フテ各地ニ増加セル^(注32)」と、各地で銀行創立機運が盛り上がった。

こうした背景には啓蒙書の出版が寄与していた。政府は、会社設立の手引書として福地源一郎に『会社弁』を、渋沢栄一に『立会略則』を執筆させた^(注33)。『会社弁』は銀行を「会社」と捉え、欧米の銀行の業務内容や

収益構造などを紹介した内容である^(注34)。『立会略則』は通商会社と為替会社の業務方法書の手引書で、共同事業の重要性、会社の組織構造、業務内容などが詳細に記載されているが^(注35)、両本共に有限責任に関する記載が無く、このあたりが当時の会社制度理解の水準であったのであろう^(注36)。表3が『立会略則』の主な内容である。

(4) 株式会社の誕生：有限責任制の国立銀行

民間で盛り上がる銀行設立の機運に喜びつつも、政府は「出願ニ應シテ輕シク許可ヲ興フルトキハ銀行制度ノ統一ヲ缺キ遂ニ為替会社ノ覆轍ヲ再ビスルノ虞アルノミナラズ奸請ノ徒動モスレハ官許ヲ標榜シテ良民ヲ眩惑センコトヲ謀リ其結果金融機関ノ発達ヲ妨ケ引テ商工業ノ進捗ヲ阻害スルニ至ルヘキヲ以テ大ニ自重ヲ旨トシ^(注37)」と銀行設立に慎重な姿勢を採った。政府の懸念は①為替会社の失敗を繰り返すのではないかと、②官許を得たといって悪い商売を行う会社が出てきたら将来の妨げになる危険性があるのではないかという点にあり、銀行設立は簡単に進まなかった^(注38)^(注39)。

1872（明治5）年、政府は諸外国の銀行制度を調査したうえで、米国を模範に国立銀行条例を制定し、銀行設立を免許交付により認めることにした。国立銀行条例第18条第12節には「縦令其銀行ニ何様ノ損失アルトモ其株高ヲ損失スル外ハ別ニ其分散ノ賦當ハ受ケサ

ル可シ^(注40)」とし、株主が出資額以上の損失を蒙らないこと（有限責任制）を明記した。これは日本の株式会社史におけるエポックメイキングといえよう。

翌1873（明治6）年、三井小野組合銀行が改組して同条例に基づく第一国立銀行となり、ここに、日本初の株式会社が誕生した^(注41)。第一国立銀行に続き、第二から第四までの国立銀行が設立されたが、銀行券発券の裏付けとなる政府貨幣の価値が下落し、銀行券を発券すると銀行に損失が生じる状況となり、それ以降の設立は進まなかった^(注42)^(注43)。国立銀行の設立目的は、政府紙幣の回収と各地の殖産興業で必要となる資金を円滑に調達できるようにするというものであったため、国立銀行が経営危機となると、政府紙幣回収も産業育成も進まなくなる^(注44)。そこで政府は、1876（明治9）年に国立銀行条例を改正して、士族の俸禄処分のために発行した金禄公債を紙幣抵当公債に追加、銀行設立を促した^(注45)。

この改正は大きな効果をもたらした。発行総額が1億7,390万円と過去最大の公債となった金禄公債の用途が与えられ^(注46)、金禄公債の値崩れリスクが軽減したこと、銀行側は公債から生じる利子に加えて、金禄公債を抵当として発行した銀行券から得られる金利収入が得られ二重の収入が見込まれた^(注47)ため、国立銀行が各地に設立された。

その状況は「士族ハ銀行ヲ創立スルコトヲ以テ恰モ自己ノ義務デアルカノ如ク信ジ、或

ハ又毫モ前後ヲ考慮セズ、一ニ銀行ヲ設立スレバ、即チ直ニ自他共ニ多大ナ利益ヲ得ルモノカノ如ク妄信シテ、頻リニ其ノ設立ニ狂奔シ、陸続大蔵省へ出願シタ^(注48)」というほどであった。1879（明治12）年12月、国立銀行勃興熱が余りに熾烈な状況となったため、政府は国立銀行の許可を153行にて打ち切った。153行の中には、旧来の金貸業者が自らを銀行類似会社に改装したものもあり、発券機能のある国立銀行には相応しくない貸付会社なども見受けられた^(注49)。

わずか2年間で有限責任制度を包含した国立銀行が全国に広まったものの、会社設立を定めた特段の条例が存在しない業種につき、政府内で株主責任の考え方が異なっていたため、国立銀行条例が一般化することは無かった。司法省は、一般の会社も定款で責任の有限・無限を定めることが許されると考えたが、内務省は、官許の有無を問わず、社則、定款又は申合規則中に責任規定がない場合は、すべて有限責任と考えたのである^(注50)。

(5) 有限責任制が否定された私立銀行

政府は、1876（明治9）年8月の国立銀行条例改正で、一般会社が「銀行」という屋号を掲げて営業することを許可した^(注51)。この機を待っていたのは三井組だった。三井組は第一国立銀行に際して資本金244万円のうち200万円を小野組と共に出資した大株主であり、小野組破綻後は、最大株主として事実上第一国立銀行を支配していたが^(注52)、三

井としての銀行にこだわり、発券機能の無い一般銀行の三井銀行を創立することを目指した。これに対し政府は、有限責任制の国立銀行と異なり、無限責任制とするよう三井組に指示し、三井銀行は株式会社ではなく合名会社として誕生した^(注53)。初期株主は旧三井組大元方、三井九家、旧三井組使用人の383株主で、同族的で閉鎖的な会社だった^(注54)。

(6) 条例に定められていない業種の会社の扱い

政府は、国立銀行条例の他、事業開始にあたって政府の開業免状が必要な業種につき個別の条例を定め、設立規定を置いた^(注55)。個別の条例が無い会社は、地方官（知事）に対して願出を行い、地方官が許可すべきでないと判断すれば会社設立は不許可となる。地方官が会社設立を認めた場合、主務省に諮り、主務省が単独で決裁できない場合は太政官に可否を伺ったうえで、個別に設立許可を与えていた^(注56)。1878（明治11）年以降、主務省の設立許可は必要とされ続けたものの事実上の届出制となり会社数が激増、怪しい経営をする会社が含まれていたため、「会社は信用できない」という問題を引き起こすことになった^(注57)。

(7) 考察

我が国の近代的株式会社の歴史は、政府が設立した為替会社・通商会社の経験を経て、国立銀行条例に基づき設立された第一国立銀

(表4) 東京、大阪株式取引所の売買開始株式銘柄一覧 (注62)

年	東京株式取引所	大阪株式取引所
1878(明治11)年	東京株式取引所、東京蠣殻米商会所、東京兜町米商会所、第一国立銀行	
1879(明治12)年	第二国立銀行、第六国立銀行、横浜洋銀取引所、大阪株式取引所	大阪株式取引所、堂島米商会所、東京株式取引所、横浜取引所
1880(明治13)年		
1881(明治14)年	横浜正金銀行	硫酸製造、横浜正金銀行
1882(明治15)年		
1883(明治16)年	第三国立銀行、第八国立銀行、第十三国立銀行、第十四国立銀行、第十九国立銀行、第二十七国立銀行、第三十国立銀行、第三二国立銀行、第三九国立銀行、第四十国立銀行、第四五国立銀行、第六十国立銀行、第百国立銀行、第百七国立銀行、第百三二国立銀行	
1884(明治17)年	日本鉄道、東京海上火災保険	大阪商船、日本鉄道

行で幕を開けることとなった。一方、第一国立銀行より後に企画されながらも、民需から生まれた私立銀行は有限責任制を否定され、近代的株式会社にはなれなかった(注58)。すなわち、政策に基づき免許を与えられ、独占業種で利益が期待される場合に有限責任制を認めるという方針が読み取れよう(注59)。政策的保証と独占的利益を担保とした近代的な株式会社の誕生経緯は合同東インド会社と同じであり、時代や国を超えた共通項が見出せる。

4. 東京株式取引所の開業と上場銘柄

1878(明治11)年5月22日、東京株式取引所が兜町に開業した。開業時点で株式会社は96社存在したものの(注60)、当初の上場銘柄は旧公債(無利子)、新公債(年4%)、秩禄公債(年8%)の3種だった。同年末までに金禄公債、起業公債、東京株式取引所、東京

蠣殻町米商会所、東京兜町米商会所、第一国立銀行の6種が追加上場したが、株式売買は僅少で、公債の売買高が2,656万円に対し株式は253株にとどまった(注61)。開業翌年以降も上場銘柄はなかなか増加せず、株式取引所における取引の主役は公債だった(表4)。

ここで検証すべきは、1878(明治11)年当時、上場適格を有していた国立銀行は多数あったにもかかわらず、何故、上場会社数が数銘柄しかなかったのかということである(注63)。東京株式取引所開業初年に上場した4社は、東京株式取引所自身か設立発起人の渋沢栄一、田中平八が深く関与している会社で、「縁故上場」に過ぎない。

この点、我が国の近代資本主義の父といわれる渋沢栄一は、フランス留学時に銀行家のフリュリ・エラルから株式と公債を売買するよう勧められ、偶然にも売買益を手にした経験をもとに株式売買による利益の追求も経済の仕組みの重要部品と理解し、早期の株式取引所創設を唱えていた(注64)(注65)。渋沢栄一

の思想は「会社は社会の公器」であり、『立会略則』にも「公益」という表現が見られるほか、「社は私の社にして政府の社にあらず」として、政府は干渉を最小限にすべきとも説き、政府の井上馨も同じ方針を採った（注66）（注67）。

これに対し、明治初期の資本家は会社を自家のものと考えた。岩崎弥太郎は、官許を得て設立した三菱の社内規則に「当会社は姑く会社の名を以て命ずと雖も、其实全く一家の事業にして他の資金を募集し結社するものと大いに異」、「故に会社の利益は全く社長の一身に帰し、会社の損失も亦社長の一身に止る可し」（注68）と掲げ、会社は社会の公器という考えを否定した。さらに三井も同様であった。第一国立銀行の創立後、三井は三井の銀行を創立したいとして第一国立銀行から手を引き、私立三井銀行を設立した。

明治初期、福沢諭吉や渋沢栄一が株式の譲渡性を認める株式会社制度を紹介したものの、実際に株式会社を設立した資本家は従来の家業を会社化したという認識を持つに過ぎず、公開会社となり株式所有者が流動化する状況は想定していなかった。加えて、国立銀行といっても経営者の多くは元士族の素人で（注69）、銀行経営も何たるかも分からず、開業数年で会社を閉じる事例もあった（注70）。株式取引所に上場審査能力がないなか、官許された国立銀行でさえ経営が怪しい状況をふまえ、証券市場を健全に育成する目的で、主務省が上場を認めなかったのではないかとする見解もある（注71）。

5. 結語

留学生が日本に持ち込んだ株式会社制度は、家業的共同組織が根付く日本では定着に時間を要し、上場会社数は順調に増えなかった。むしろ、政府を挙げて会社組織導入を推し進めたため、本来は会社組織に馴染まない家業的共同組織までが株式会社となり、閉鎖的な同族会社の誕生を迎える素地が生まれた。

現在の日本においても、株式譲渡自由の株式会社は上場会社をはじめ少数にとどまり、明治期に渋沢栄一が理念とした「会社は社会の公器」は程遠い。ESG経営やコーポレート・ガバナンスの研究者は、その検討を行うにあたり、明治期の株式会社誕生の経緯が生み出した歴史を想起すべきだろう。

〔文中記載以外の参考文献〕

- ・日本取引所グループ『証券市場誕生！』（2017年、集英社）
- ・向井健「明治八年・内務省『会社条例』草案—明治前期商法編纂史研究（三）—」法学研究44巻9号80頁
- ・向井健「明治十四年『会社条例』草案とその周辺—明治前期商法編纂史研究（二）—」法学研究44巻2号79頁
- ・田丸祐輔「明治初期における株主総会と株主の地位—少数株主保護に関する準備的考察—」一橋法学11巻2号283～304頁

（注1） 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法』（法律学全集

- 28] 19頁 (1981年、有斐閣)
- (注2) 神田秀樹『会社法』〔第13版〕(2011年、弘文堂) 26頁
- (注3) 法務省統計 第32表 会社及び登記の種類別 会社の登記の件数 (2016年) より抜粋。
- (注4) 龍田節『会社法』〔第7版〕11頁 (2000年、有斐閣)
- (注5) 大塚久雄『株式会社発生史論』368頁 (1938年、有斐閣)、その他、田中誠二『全訂 商法総則詳論』33頁 (1976年、勁草書房) も参考とした。
- (注6) アムステルダムでは「アムステルダム東インド会社」、ゼーラントでは「ゼーラント会社」、ロッテルダムでは「デルフト会社」が設立された。
- (注7) 大塚・前掲5 385頁
- (注8) 大塚・前掲5 379頁
- (注9) 大塚・前掲5 403頁
- (注10) オランダ連邦議会から21年間の独占会社を営む特許状が発行された。その後、特許状は更新を重ね、1798年まで継続した。大塚・前掲3 402頁
- (注11) 大塚・前掲5 403頁
- (注12) 大塚・前掲5 405頁
- (注13) 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法』〔法律学全集 28] 19頁 (1981年、有斐閣)
- (注14) 浜田道代『「会社」との出会い』北沢正啓先生古希祝賀記念『日本会社立法の歴史的展開』(1999年、商事法務研究会) 3頁では、福沢諭吉の功績を高く評価している。
- (注15) 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』(1992年、三省堂) 24頁
- (注16) 清浦圭吾『明治法制史』(1899年、信山社) 590頁
- (注17) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』(1933年、岩波書店) 19頁
- (注18) 菅野・前掲17 24頁
- (注19) 阿部康二『証券百年史』(1978年、日本経済新聞社) 11頁
- (注20) 明治財政史編纂会編『明治財政史 第14編 銀行』(1927年、明治財政史発行所) 第2章「為替会社」323頁では「維新前二在リテハ人民営業上合力併資

ノ習慣ニ乏シク唯僅カニ組合ト称スルモノアリシニ過ギズ而シテ、其名ノ世ニ著ハレタルモノハ三井組、島田組、小野組等ノ數個ニ過ギズ其他或ハ組合或ハ仲間ト称スルモノアリシモ概ネ同業者ノ聯合セシモノニシテ特ニ年会若クハ月会ヲ設ケ相親睦シテ営業上ノ便益ヲ謀ルニ止マレリ」と記載がある。

- (注21) 菅野・前掲17 73頁
- (注22) 菅野・前掲17 25頁
- (注23) 明治財政史・前掲20 323頁では「明治2年5月ノ頃ニ至リ通商司監督ノ下ニ為替会社ト称スル一種特別ノ商業機関ヲ生セリ之レ実ニ我国銀行ノ嚆矢ニシテ其資本ハ富豪ヨリ之ヲ募リ政府ヨリモ資金ヲ貸付預リ金貸付金、為替等ノ業ヲ営ミ又融通ノ便ヲ計ル為メ準備金ヲ置キ金券、銀券、銭券、洋銀券発行ノ特典ヲ与エタ。」とある。また、前掲12 110頁でも「我国における最初の株式会社であり」との記載がある。
- (注24) 菅野・前掲17 140頁によれば、兜町の牧野邸に設置された後、蛸殻町旧銀座役所跡に移転し、1870 (明治3) 年に再び兜町牧野邸に戻った。
- (注25) 東京以外は大阪、京都、横浜、神戸、新潟、大津、敦賀の8か所に設置された。
- (注26) 「当事者が未だ完全に株式会社に関する知識を会得しなかったため」との指摘がある。菅野・前掲16 258頁
- (注27) 渋沢栄一述『雨夜譚』(1984年、岩波文庫) 184頁
- (注28) 菅野・前掲17 254頁では「両会社は株式会社に外ならなかった」とされ、有限責任制を重要視しない立場からは株式会社の嚆矢と評価されている。
- (注29) 菅野・前掲17 255頁
- (注30) 高橋亀吉『日本近代経済形成史 第3巻』(1968年、東洋経済新報社) 784頁
- (注31) 高橋・前掲30 800頁
- (注32) 明治財政史・前掲20 第3章「普通銀行」532頁
- (注33) 阿部・前掲19 11~12頁

- (注34) 福地源一郎『会社弁』（1871年、大蔵省）
- (注35) 渋沢栄一『立会略則』（1871年、大蔵省）
- (注36) 利谷信義・水林彪「近代日本における会社法の形成」高柳信一・藤田勇編『資本主義の形成と展開 3』（1973年、東京大学出版会）17頁
- (注37) 明治財政史・前掲20 第3章「普通銀行」532頁
- (注38) 高橋・前掲30 800頁
- (注39) 銀行以外では1871（明治4）年、関西鉄道会社（現在のJR西日本の基幹路線を敷設する）が発起され、銀行・商社以外での会社組織の歴史が始まる。
- (注40) 明治財政史・前掲20 第5章国立銀行 52頁
- (注41) 三枝・前掲15 35頁
- (注42) 浜田・前掲13 23頁
- (注43) 高橋・前掲30 806頁。政府貨幣が下落し金貨が値上りしたため、銀行券を発行すると金貨と交換されてしまい、銀行が損失を蒙ることが原因である。
- (注44) 渋沢・前掲27 240頁では「第一国立銀行もとてもこの制度によってはついに破綻してしまうかも知れぬ、何とかして救護の道はなかろうか」と渋沢栄一が大隈重信に窮状を訴えたところ。
- (注45) 三枝・前掲15 36頁
- (注46) 渋沢・前掲27 242頁には「支給されたる公債証書を以て銀行を経営させるがよいという事になった」と記載されている。
- (注47) 高橋・前掲30 807頁
- (注48) 菅野・前掲17 342頁
- (注49) 高橋・前掲30 803頁
- (注50) 利谷・前掲36 8頁
- (注51) 三枝・前掲15 38頁
- (注52) 菅野・前掲17 301頁 三井組・小野組以外の株主も、両組の息がかかった株主であったという。「其株主と称するも多くは三井小野両家の隷属たり故に其名を以て之を評すれば純然たる併資の公司にして其状を以て論すれば実に三井小野合併の一局なり」との状況であった。
- (注53) 明治財政史・前掲20 第3章「普通銀行」537頁
- 頁
- (注54) 三枝・前掲15 38頁
- (注55) 東京株式取引所の設立根拠規定となる取引所条例もその1つである。
- (注56) 利谷・前掲36 20頁
- (注57) 浜田・前掲13 27頁
- (注58) 1886（明治19）年以降は、資本金50万円以上で特別の事情がある場合は有限責任制の私立銀行も認可された。明治財政史・前掲20 537頁
- (注59) 菅野・前掲17 723頁
- (注60) 浜田・前掲13 27頁
- (注61) 東京株式取引所『東京株式取引所五十年史』（1930年、東京株式取引所）123頁 公債は額面の累積が売買高となる。
- (注62) 神木良三『証券上場理論の展開』（1989年、晃洋書房）13頁を抜粋
- (注63) 株式取引所条例第30条には「政府ニ於テ売買ヲ許シタル諸公債証書及ビ政府ノ条例ヲ遵奉シテ発行シタル銀行並ビニ諸会社ノ株券等ノ売買ヲ除クノ外、此取引所ニ於テ一切外ノ物件ヲ売買シ他ノ事業ヲ営ムエヘカラス」とあり、株式会社として設立されていた国立銀行は全てが上場適格を有していた。
- (注64) 鹿島茂『渋沢栄一 上 算盤篇』（2013年、文藝春秋）331頁
- (注65) 渋沢・前掲27 255～256頁
- (注66) 利谷・前掲36 15頁
- (注67) 菅野・前掲17 329～330頁には「元来政府は会社の設立を奨励するの手段として、会社は私利を去りて公益を増進せしむるものであるから、苟も公益心を有する者は会社を設立すべきであると論したため、人々は公益を図るがためには会社を設立すべきであると信ずるに至った。」とある。
- (注68) 浜田・前掲13 41～42頁
- (注69) 高橋・前掲30 824頁
- (注70) 高橋・前掲30 808頁
- (注71) 神木・前掲62 15頁